

分会合同会議の報告について

開催日:令和8年6月1日(月)

参加者:40名(野球・バスケ・バレー・ソフトテニス・卓球・剣道・バドミントン分会、中学校教員)

議 事:地域クラブ活動の実施・支援について、分会の開催について、意見交換

1 分会の開催について 別紙3(P12)

2 分会合同会議での主な質問等について

(1)認定登録指導者制度について

【質問・回答】

- ・教職員も登録が必須なのか → 地域クラブ活動で指導を行う場合、登録が必要
- ・指導者登録に必要な研修会の開催は年1回のみのなのか → 検討(複数開催、オンデマンドなど)

【制度】

- ・市認定要件「市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること」
- ・市指導者登録制度「市・市教委が行う研修、Nスポなよろが行う研修、国・道が行う研修、市が認めた団体の研修のいずれか」

指定研修:7月14日(火) Nスポなよろ指導者研修会

- ・国ガイドライン 指導者登録制度

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる 資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方(認定地域クラブ活動の活動方針等含む)
②基本姿勢・ 服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導 (適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等) 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止(施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等) 事故等が発生した際の現場対応(応急手当、関係機関への連絡等)
⑤保護者や学校 との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン(H25.5)」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

【検討事項】対面、動画視聴など研修方法等の検討 → Nスポなよろと検討

(2) 認定地域クラブ活動の活動時間の要件について

【質問・回答】

・部活動と地域クラブ活動が異なる競技の場合、活動時間や休養日の調整は誰がどう管理するのか。

→ 検討

【制度】・市認定要件

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動とすること※¹

※1 平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日をつける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

・国ガイドライン

【休 養 日】週2日以上休養日を設定すること。

【活動時間】1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- ・ 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上休養日をつけたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
- ・ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。
- ・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村等共通の学校部活動の休養日をつけることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【検討事項】・活動時間の管理